

MINI 2011 ミニディスクロージャー DISCLOSURE

THE SAGA KYOEI BANK, LTD.

【平成23年9月期 営業の中間ご報告】

(平成23年4月1日～平成23年9月30日)



佐賀共栄銀行

URL <http://www.kyogin.co.jp>

〒840-0831 佐賀市松原四丁目2番12号
TEL 0952-26-2161 (代表)

▶▶▶ 1. 収益の状況

経常収益は、役務取引等収益は増加したものの、貸出金利息等の資金運用収益の減少や国債等債権売却益の減少により前年同期比1億8千7百万円減少し28億5千5百万円となりました。

経常費用は、預金利息等の資金調達費用は減少したものの、株式等償却の増加等により前年同期比4千7百万円増加し26億3千5百万円となりました。

この結果、経常利益は前年同期比2億3千4百万円減少の2億1千9百万円となり、中間純利益は前年同期比2億円減少の1億4千8百万円となりました。

● 損益状況と不良債権処理額の推移

(単位:百万円)

	平成21年9月期	平成22年9月期	平成23年9月期
経 常 利 益	124	454	219
中 間 純 利 益	37	349	148
コ ア 業 務 純 益	519	415	426
総 与 信 費 用	151	79	△68

※コア業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額 - 国債等債券損益

※総与信費用 = 不良債権処理額 + 一般貸倒引当金繰入額

▶▶▶ 2. 預金・預り資産、貸出金の状況

預金は、法人預金は増加したものの、個人預金や地方公共団体の預金が増加したことにより前年同期比24億2千6百万円減少し2,164億9千5百万円となりました。

預り資産は、前年同期比7億9千8百万円増加し394億7千1百万円となりました。

貸出金は、金融機関向け貸出等が減少したことにより前年同期比73億1千7百万円減少し1,580億3千8百万円となりました。

佐賀県内向け貸出金は1,288億3百万円となり貸出金の81.5%が地元向け貸出金となっています。

● 預金及び預り資産、貸出金の残高の推移

(単位:百万円)

	平成21年9月期	平成22年9月期	平成23年9月期
預 金	218,669	218,921	216,495
預 り 資 産	33,651	38,673	39,471
貸 出 金	171,310	165,356	158,038
佐賀県内向け貸出金	134,798	130,984	128,803

▶▶▶ 3. 自己資本比率の状況

平成23年9月期における自己資本比率は、前年同期比0.7ポイント増加して9.09%となりました。

自己資本比率は国内基準で必要とされる4%を大幅に上回る水準を長年に亘り維持しており、経営の健全性は高く、安心してお取引いただける水準にあります。当行は今後とも財務基盤の強化に努めてまいります。

● 自己資本比率の推移

(単位:%)

	平成21年9月期	平成22年9月期	平成23年9月期
自 己 資 本 比 率	9.85	8.39	9.09

*自己資本比率とは、総資産に対する自己資本(資本金や引当金等)の割合を示すもので、金融機関の財務の健全性を判断する重要な指標となっています。海外に営業拠点のある銀行は8%以上(国際統一基準)、当行のように海外に営業拠点を持たない銀行は4%以上(国内基準)を維持することが義務づけられています。

▶▶▶ 4. 不良債権の状況

平成23年9月末の金融再生法開示債権残高は、不良債権の処理や経営改善支援等のコンサルティング機能の発揮に努めた結果、前年同期に比べ減少しました。

当行は、「地域と共に栄える」ことを基本理念としており、地域経済への貢献に重点を置いて、取引先企業への支援強化・事業再生に引き続き注力するとともに、不良債権の圧縮に努めてまいります。

● 金融再生法に基づく開示基準による資産内容

(単位:百万円)

	平成23年9月末				
	債権残高 A	担保等による 保全額 B	貸倒引当金 C	保全額 D=B+C	保全率(%) D/A
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5,841	1,818	4,023	5,841	100.00%
危険債権	6,521	4,896	1,117	6,013	92.22%
要管理債権	1,571	127	227	354	22.55%
合 計	13,933	6,842	5,367	12,209	87.62%

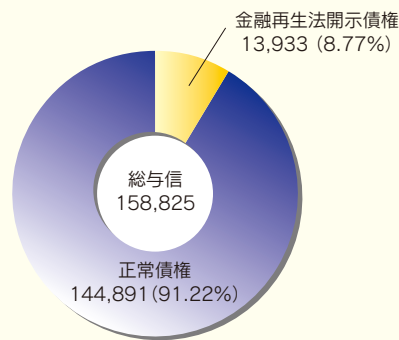
● 不良債権(金融再生法開示債権)の推移

(単位:百万円)

	平成21年9月期	平成22年9月期	平成23年9月期
金融再生法開示債権残高	11,786	14,495	13,933
金融再生法開示債権比率	6.84%	8.72%	8.77%

● 総与信に占める金融再生法開示債権の残高と比率

(単位:百万円)



金融再生法に基づく開示基準の概要

- ◆総与信…貸出金、外国為替、支払承諾見返、未收利息、仮払金、貸付有価証券
- ◇破産更生債権及びこれらに準ずる債権……経営が破綻した取引先への債権
- ◇危険債権………経営状態が悪化し、経営は破綻していないまでも約定どおりに返済できない可能性が高い取引先への債権
- ◇要管理債権………元金または利息の支払が3か月以上遅れている貸出金と、貸出条件を緩和している債権(上記2債権を除く)

■備考：記載金額、比率は、単位未満を切り捨てて表示しております。

■ 中間貸借対照表

(平成23年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	平成23年9月期
【資産の部】	
現 金 預 け 金	19,154
商 品 有 価 証 券	7
有 価 証 券	52,031
貸 出 金	158,038
そ の 他 資 産	600
有 形 固 定 資 産	4,320
無 形 固 定 資 産	94
繰 延 税 金 資 産	1,353
支 払 承 諾 見 返	660
貸 倒 引 当 金	△6,579
資 産 の 部 合 計	229,681
【負債の部】	
預 金	216,495
借 用 金	300
社 債	1,800
そ の 他 負 債	724
賞 与 引 当 金	62
退 職 給 付 引 当 金	665
役員退職慰労引当金	167
睡眠預金払戻損失引当金	78
再評価に係る繰延税金負債	621
支 払 承 諾	660
負 債 の 部 合 計	221,575
【純資産の部】	
資 本 金	2,100
資 本 剰 余 金	679
資 本 準 備 金	679
利 益 剰 余 金	5,540
利 益 準 備 金	666
その他利益剰余金	4,873
別 途 積 立 金	4,367
繰越利益剰余金	506
自 己 株 式	△50
株 主 資 本 合 計	8,269
その他有価証券評価差額金	△905
土地再評価差額金	741
評価・換算差額等合計	△163
純 資 産 の 部 合 計	8,105
負債及び純資産の部合計	229,681

★貸借対照表とは？

企業の財政状況を表したものです。「資産の部」で資金をどのように運用しているのかを表し、「負債の部」、「純資産の部」で資金をどのように調達したかを表しています。

★資産の部とは？

「貸出金」、「有価証券」など、資金の運用や保有財産の状況を示しています。

★負債の部とは？

「預金」、「賞与引当金」などの資金の調達や引当金の状況を示しています。

★純資産の部とは？

株主の皆さまから出資いただいている「資本金」、これまで蓄えてまいりました「利益剰余金」等を示しています。



★損益計算書とは？

企業の経営成績を表したものです。営業活動の結果、どのようにして利益をあげたものかを表しています。

★経常収益とは？

銀行の通常業務で発生する収益を表したもので、一般企業の「売上高」にあたります。

★経常費用とは？

銀行の通常業務で発生する費用を表したものです。



★経常利益とは？

銀行の通常業務での利益を表したもので、経常収益から経常費用を控除した利益のことです。

★中間純利益とは？

経常利益から特別損益及び税金費用を考慮して算出したもので、銀行が上半期中に得た利益となります。

■ 中間損益計算書

(平成23年4月1日～平成23年9月30日)

(単位:百万円)

科 目	平成23年9月期
経 常 収 益	2,855
資 金 運 用 収 益	2,367
貸 出 金 利 息	1,926
有価証券利息配当金	434
役務取引等収益	335
その他業務収益	39
その他経常収益	112
経 常 費 用	2,635
資 金 調 達 費 用	166
預 金 利 息	140
役務取引等費用	234
その他業務費用	58
営 業 経 費	1,925
その他経常費用	250
経 常 利 益	219
特 別 損 失	2
税 引 前 中 間 純 利 益	217
法人税、住民税及び事業税	6
法 人 税 等 調 整 額	62
法 人 税 等 合 計	69
中 間 純 利 益	148

▶▶▶ 6. 金融円滑化の基本方針・体制 ▶▶▶

平成21年12月4日に施行された「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（金融円滑化法）」において、金融機関は、業務の健全かつ適切な運営の確保に留意しつつ、中小企業者及び住宅ローンをご利用のお客さまから返済条件の変更等のお申し込みがあった場合には、お客さまの事業の改善又は再生の可能性や財産・収入の状況を勘案しつつ、できる限り、必要な対応をとるよう努めることなどとされました。

当行は、金融円滑化法の趣旨を踏まえ、「金融円滑化の基本方針」を定めるとともに、お客さまからの返済条件変更等のお申し込みに対して適切な対応に努め、地域金融機関としての役割を果たしてまいります。

■金融円滑化の基本方針（一部抜粋）

●基本的な対応方針

当行の業務の健全かつ適切な運営の確保に留意しつつ、中小企業者及び住宅ローンをご利用のお客さまから返済条件変更等のお申し込みがあった場合には、金融円滑化法の趣旨に則り、適時適切に対応してまいります。

・中小企業者のお客さまからの返済条件変更等のお申し込みに対する基本的な対応

中小企業者のお客さまから返済条件変更等のお申し込みをいただいた場合には、お申し込みに至った背景・事情、業況等を踏まえた条件変更の必要性、将来にわたる事業の改善もしくは再生の可能性、その他の状況を勘案しつつ、できる限り、返済条件変更等に向けた取組みに努めます。

・住宅ローンをご利用のお客さまからの返済条件変更等のお申し込みに対する基本的な対応

住宅ローンをご利用のお客さまから返済条件変更等のお申し込みをいただいた場合には、お申し込みに至った背景・事情、財産・収入の状況及び将来にわたる返済の見通し等を勘案しつつ、できる限り、返済条件変更等に向けた取組みに努めます。

●中小企業者及び住宅ローンご利用のお客さまへの対応

・返済条件変更等のお申し込みに対するご相談

お客さまから返済条件変更等のお申し込みに関するご相談をいただいた場合には、真摯に対応いたし、お申し込みを妨げる行為やお客さまの意思に反してお申し込みを取り下げいただくような行為は行いません。当行では、各営業部店及びきょうぎんプラザに「金融円滑化の相談窓口」を設置し、お客さまのご相談をお受けする体制としております。

・返済条件変更等の口頭でのお申し込みの記録

お客さまから口頭で返済条件変更等のお申し込みがあった場合には、当行の所定の手続きに則り、お申し込みの内容を記録いたします。

・返済条件変更等に対する条件を付けさせていただく場合の対応

返済条件変更等に条件を付す場合は、可能な限り早い段階でその内容をお客さまに提示し、十分な説明を行います。

・返済条件変更等のお申し込みにお応えできない場合の対応

やむを得ず、返済条件変更等のお申し込みにお応えできない場合には、これまでのお取引及びお客さまの知識や経験等を踏まえ、お断り至った理由を可能な限り具体的に、かつ、丁寧に説明させていただきます。

・返済条件変更等のお申し込みにお応えできない場合等の記録

返済条件変更等のお申し込みにお応えできない場合やお客さまがお申し込みを取り下げられた場合には、その理由を可能な限り具体的に記録し、5年間保存いたします。

・返済条件変更等に関する苦情相談の記録

返済条件変更等に関する苦情相談を受けた場合には、その内容を可能な限り具体的に記録し、5年間保存いたします。

（全文は、店頭又はホームページにて閲覧可能です）

■金融円滑化に係る体制（一部抜粋）

●取締役会の役割

取締役会は、適切なリスク管理の下、適切かつ積極的にリスクテイクを行い、取引先に対する経営相談・経営指導及び経営改善支援に向けた取組みを経営の課題と位置づけ、金融円滑化を推進するための「金融円滑化の基本方針」を組織全体に周知し、必要に応じて見直しを行い、改善を図ってまいります。

●金融円滑化推進委員会の設置

金融円滑化に係る本部長等からなる金融円滑化推進委員会を設置しています。

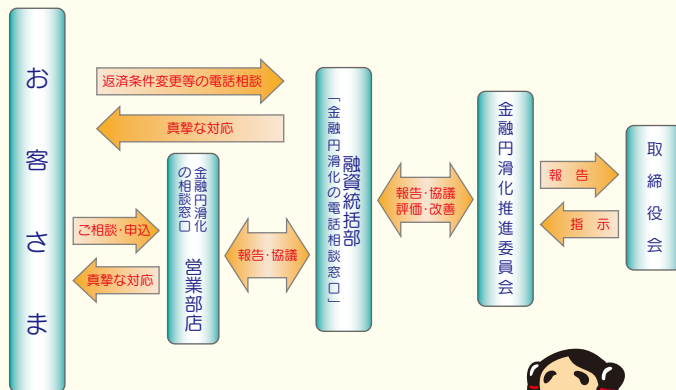
金融円滑化推進委員会は、金融円滑化管理に関する取組状況の把握や態勢整備など必要な施策の策定を行い、適時適切に取組状況等を取締役会へ報告します。

●本部の金融円滑化統括部署の設置

本部の融資統括部を金融円滑化統括管理部署とします。

金融円滑化統括管理部署は、金融円滑化の適切な運用を確保するための具体的な施策の立案、取組状況の適切性の検証を行い、金融円滑化推進委員会へ報告するとともに必要な改善を行います。

●金融円滑化に係る相談窓口体制



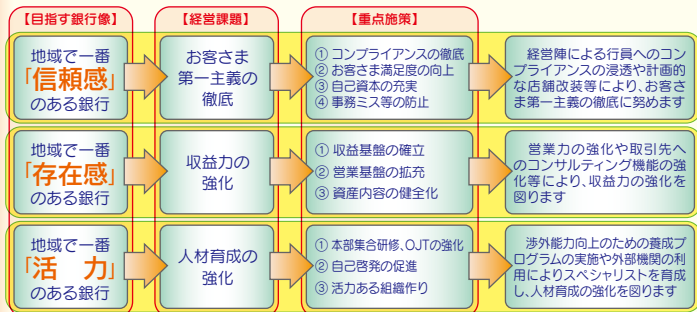
（全文は、店頭又はホームページにて閲覧可能です）

7. 第9次中期経営計画

平成23年4月から2年間を対象とした第9次中期経営計画をスタートいたしました。「躍動」をテーマとし、「地域で一番信頼感のある銀行」、「地域で一番存在感のある銀行」、「地域で一番活力のある銀行」の3つの一番を目指して力強く前進することとしております。地域のお客さまの期待に応え、地域のお客さまとともに栄えていくために、そして行員にとっても働き甲斐のある銀行にしていくために、3つの「一番」の実現を目指し、役職員一丸となって取組んでまいります。

第9次中期経営計画「躍動」～3つの「一番」を目指して～

【計画期間：平成23年4月～平成25年3月（2年間）】



8. ホスピタリティ

当行は、平成22年2月に「ホスピタリティ宣言」を行っており、常にお客さまを第一に考え、お客さまにご満足いただける銀行づくりを目指しております。

「ホスピタリティ」とは「思いやり」や「心からのおもてなし」と訳されます。

当行は、地域金融機関として様々な金融サービスを提供するだけでなく、サービスの提供の仕方にこだわり、全身全霊を傾けてお客さまのことを考え、「心からのおもてなし」を実践してまいります。

ホスピタリティ宣言

私たちは、「おもてなしの心♥ホスピタリティ」を持ってお客さまに接してまいります。

常にお客さまを第一に考え、お客さまにご満足いただける銀行づくりを目指しております。

お気づきの点がございましたら、ご遠慮なくお申し付け下さい。



いつもおそばに
佐賀共栄銀行



THANK
YOU



9. きょうぎんトピックス

佐賀県共同募金会へ義援金贈呈

3月11日に発生した「東日本大震災」で被災された方々の復興支援に資することを目的として、平成23年10月5日、佐賀県共同募金会へ義援金の寄付を行いました。

この寄付金は「がんばりよか定期預金「がんばろう日本」～東日本大震災復興支援型～」を平成23年6月～8月に販売し、期間中にお預入れいただいた預金に一定割合を乗じた額を、東日本大震災で被災された方々の復興支援のための寄付金として佐賀県共同募金会へ贈呈を行ったものです。

また、当行本支店の店頭カウンターに設置している「募金箱」でお預かりした義援金についても、平成23年6月30日に佐賀県共同募金会へ贈呈いたしました。



きょうぎんビジネスクラブ講演会



平成23年9月7日開催のきょうぎんビジネスクラブで、ヤフー㈱BS事業統括本部エリアの工藤優介氏をお迎えし、「有効的なインターネット活用法 リスティング広告で販路拡大!」と題して講演会を開催しました。

今後ますます需要を伸ばしていくもののひとつとしてインターネット広告がありますが、その現状や将来性、Yahoo!で取り扱っているインターネット広告（リスティング広告、ディスプレイ広告）について講演を賜りました。

当日は、オープン参加とビジネスクラブ会員の合計約50名のお

客さまが参加され、熱心に聞き入っておられました。

きょうぎんビジネスクラブでは、セミナーやビジネスマッチング等、地域の事業者さまのお役に立つサービスの提供に努めています。

無料個別年金相談会の開催

平成23年7月に佐賀・鳥栖・神埼、11月に武雄・多久・唐津の6会場において、社会保険労務士による「無料個別年金相談会」を開催致しました。

参加者の方々の大切な年金について、「ねんきん定期便」の見方から年金制度の説明、年金請求手続きのサポートなど、様々な質問・相談にお応えし、皆様から好評を頂きました。

今後も、皆様からのご相談・ご要望にお応えできるよう努めてまいります。



▶▶▶ 10. 商品のご案内 ▶▶▶

■セブン銀行ATMの手数料

(平成23年9月30日現在)



当行のキャッシュカードは、佐賀県内はもちろん全国のセブン・イレブンに設置されたATMで365日、ほぼ24時間ご利用いただけます。また、平日の8:45～18:00は手数料無料としており、深夜の時間帯を除き当行ATMとほぼ同条件でご利用いただけます。

■きょうぎん法人WEBサービス



当行では、オフィスにいなから、口座の預金残高や入出金の状況を確認できる法人WEBサービスをご用意しております。きょうぎん本支店宛の振込・振替はもちろんのこと、他金融機関への振込等が行えて、経理事務の省力化が図れます。

契約されたお客さまには、初年度年間基本料を無料とするなど、随時キャンペーンも行っております。

■がばいよか定期預金



当行では、キャンペーン定期預金の取扱いを行っております。昨年度は、夏期と冬期の2回、一定の金利を上乗せした「がばいよか定期預金」を販売致しました。今後も、引き続きキャンペーン定期預金の取扱いを予定しております。詳しくは、最寄りの店頭窓口までお尋ね下さい。

詳しくは当行ホームページ、パンフレットをご覧ください。最寄の店頭窓口までお尋ね下さい。

▶▶▶ 11. 当行の概要、役員・株式のご案内 ▶▶▶

■当行の概要 (平成23年9月30日現在)

商号	株式会社 佐賀共栄銀行 (THE SAGA KYOEI BANK,LTD.)
設立	昭和24年12月
本店所在地	佐賀市松原四丁目2番12号
預金	2,164億円
貸出金	1,580億円
店舗数	35店舗
行員数	414名



■役員 (平成23年10月1日現在)

取締役頭取 (代表取締役)	山本 孝之
専務取締役 (代表取締役)	松尾悠一郎
常務取締役	石橋 功治
取締役	井手 一文
取締役	大島 英明
取締役	諸島 俊明
取締役	武藤 明彦
常勤監査役	坂本 信彦
監査役	山本 満
監査役	江崎 匡慶

■株式の状況 (平成23年9月30日現在)

発行済株式総数	18,352,500株
平成23年9月30日現在株主数	1,259名

■株式のご案内

・事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
・定時株主総会	毎年6月
・配当金	①期末配当金は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、定時株主総会終了後ご指定の方法によりお支払いいたします。 ②中間配当金をお支払いする場合は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、ご指定の方法によってお支払いいたします。
・基準日	定時株主総会の基準日については3月31日といたします。その他必要があるときは、あらかじめ公告して定めます。
・株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
・同事務取扱場所	東京都江東区東砂七丁目10番11号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
・同取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
・公告方法	電子公告により行います。 (http://www.kyogin.co.jp/) 但し、やむを得ない事由が生じたときは、佐賀新聞および西日本新聞に掲載致します。

店 舗		住 所	電 話
佐賀県内	本店営業部	佐賀市松原4-2-12	0952-26-0861
	水ヶ江支店	佐賀市水ヶ江2-16-65	0952-24-0168
	県庁前支店	佐賀市松原1-2-35	0952-23-2279
	木原支店	佐賀市木原3-4-1	0952-24-4101
	神野支店	佐賀市神野東2-2-1	0952-31-0121
	佐賀北支店	佐賀市高木瀬西5-14-1	0952-31-3315
	若宮支店	佐賀市若宮2-12-1	0952-31-7731
	兵庫支店	佐賀市兵庫南2-15-38	0952-29-3857
	佐賀西支店	佐賀市長瀬町3-3	0952-24-0361
	川副支店	佐賀市川副町大字鹿江628-3	0952-45-1345
	大和支店	佐賀市大和町大字尼寺1326-1	0952-62-1256
	三瀬支店	佐賀市三瀬村三瀬2769-10	0952-56-2310
	小城支店	小城市小城町新小路274-1	0952-73-3151
	神埼支店	神崎市神埼町田道ヶ里2270-1	0952-52-4215
	千代田支店	神崎市千代田町直鳥444-1	0952-44-3581
	鳥栖支店	鳥栖市元町丁の坪1360-1	0942-82-4188
	江見支店	三養基郡みやき町大字市武1419-8	0942-96-3355
	三田川支店	神埼郡吉野ヶ里町吉田839-1	0952-53-1086
	基山支店	三養基郡基山町大字宮浦257-10	0942-92-1232
	弥生が丘支店	鳥栖市弥生が丘2-13	0942-82-8151
	武雄支店	武雄市武雄町大字富岡7776-12	0954-22-3165
	嬉野支店	嬉野市嬉野町大字下宿乙2202-62	0954-43-1210
	鹿島支店	鹿島市大字高津原4400-1	0954-62-4146
	白石支店	杵島郡白石町大字廿治1556-2	0952-84-3631
	江北支店	杵島郡江北町大字山口1355-1	0952-86-3141
	福富支店	杵島郡白石町大字福富1420	0952-87-3651
	唐津支店	唐津市本町1950	0955-73-4161
	多久支店	多久市北多久町大字小侍1089-6	0952-75-3151
	伊万里支店	伊万里市新天町522-2	0955-23-2181
	有田支店	西松浦郡有田町本町丙1066	0955-42-5111
	きょうぎんプラザ コンシエルジュ兵庫	佐賀市兵庫南2-15-38	0952-29-3857
	きょうぎんプラザ コンシエルジュ弥生が丘	鳥栖市弥生が丘2-13	0942-82-8151
福岡県内	福岡支店	福岡市博多区綱場町7-1	092-281-2236
	久留米支店	久留米市原古賀町28-10	0942-33-3168
	飯倉支店	福岡市早良区飯倉7-32-10	092-871-2833
	大野城支店	大野城市若草3-2-18	092-596-5639
	福岡地区営業本部	福岡市博多区綱場町7-1	092-281-2243
長崎県内	佐世保支店	佐世保市島瀬町7-17	0956-23-0171